

株主各位

第65期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

2020年6月5日  
東海エレクトロニクス株式会社

# 目 次

(1) 事業報告「3. 会社の新株予約権等に関する事項」	・・・	1 ページ
(2) 事業報告「4. 会社役員に関する事項 (4) 社外役員に関する事項」	・・・	2 ページ
(3) 事業報告「5. 会計監査人の状況」	・・・	3 ページ
(4) 事業報告「6. 会社の体制及び方針」	・・・	5 ページ
(5) 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」	・・・	11 ページ
(6) 連結計算書類「連結注記表」	・・・	12 ページ
(7) 計算書類「株主資本等変動計算書」	・・・	20 ページ
(8) 計算書類「個別注記表」	・・・	21 ページ

※ 上記の事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokai-ele.com/>) に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

## (1) 事業報告「3. 会社の新株予約権等に関する事項」

### (1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	保有人数 (当社取締役) (社外取締役を除く。)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 行使時の 払込金額	新株予約権の 行使期間
第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2009年6月26日)	1名	2個	当社普通株式 400株	400円	2009年7月15日 ～2026年7月10日
第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2010年6月25日)	2名	4個	当社普通株式 800株	800円	2010年7月21日 ～2053年7月10日
第6回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2011年6月28日)	2名	6個	当社普通株式 1,200株	1,200円	2011年7月21日 ～2053年7月10日
第7回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2012年6月25日)	2名	6個	当社普通株式 1,200株	1,200円	2012年7月21日 ～2053年7月10日
第8回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2013年6月26日)	4名	13個	当社普通株式 2,600株	2,600円	2013年7月23日 ～2053年7月10日
第9回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2014年6月26日)	5名	15個	当社普通株式 3,000株	3,000円	2014年7月22日 ～2053年7月10日
第10回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2015年6月26日)	5名	15個	当社普通株式 3,000株	3,000円	2015年7月22日 ～2053年7月10日
第11回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2016年6月28日)	5名	15個	当社普通株式 3,000株	3,000円	2016年7月22日 ～2053年7月10日
第12回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2017年6月28日)	5名	15個	当社普通株式 3,000株	3,000円	2017年7月25日 ～2053年7月10日
第13回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2018年6月27日)	5名	26個	当社普通株式 5,200株	5,200円	2018年7月24日 ～2053年7月10日
第14回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2020年2月25日)	6名	22個	当社普通株式 4,400株	4,400円	2020年3月24日 ～2053年7月10日

### (2) 当事業年度中に当社上席執行役員及び当社執行役員に対して、職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要

名称 (付与決議日)	交付人数 (当社上席執行役員 及び当社執行役員)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 行使時の 払込金額	新株予約権の 行使期間
第14回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2020年2月25日)	11名	11個	当社普通株式 2,200株	2,200円	2020年3月24日 ～2053年7月10日

## (2) 事業報告「4. 会社役員に関する事項 (4) 社外役員に関する事項」

①他の法人等の社外役員との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の社外役員との重要な兼職はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	岡根 幸宏	社外取締役就任後に開催された12回の取締役会すべてに出席しており、開発や企画に関する豊富な経験による高い見識に基づき適宜質問し意見を述べております。
社外監査役	水野 和仁	当事業年度に開催された15回の取締役会すべてと14回の監査役会すべてに出席しており、17年間に亘る監査役としての豊富な職務経験と知見に基づき適宜質問し意見を述べております。
社外監査役	大橋 宏	社外監査役就任後に開催された12回の取締役会すべてと10回の監査役会すべてに出席しており、経歴を通じた企業経営経験に加え、コーポレート・事業部門双方における幅広い知見に基づき適宜質問し意見を述べております。

### (3) 事業報告「5. 会計監査人の状況」

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 33百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 35百万円

(注)1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区別できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 上記の金額には、前事業年度に係る追加監査報酬5百万円を含んでおります。

4. 当社は、会計監査人の有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」への対応に関する助言業務についての対価が含まれております。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が会社法若しくは公認会計士法等の法令等に違反又は抵触して、監督官庁等からの処分を受けた場合のほか監査の品質、品質管理の状況、独立性等を総合的に勘案し、当社の会計監査人としての職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査役会の決議により株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

**(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子会社の計算書類等の監査**

当社の重要な子会社のうち、在外子会社においては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

#### (4) 事業報告「6. 会社の体制及び方針」

##### 基本方針の考え方

当社グループは「地球環境を守り、人に愛され、信頼される良い企業で有り続ける。」を経営理念としております。

また、企業価値の向上に向けて、業務執行における迅速かつ的確な意思決定と、より透明性の高い公正で効率的な経営実現をコーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えております。

当社グループは、この考え方の下、コーポレート・ガバナンスの充実・強化のため、以下の通り内部統制システムに関する基本方針を定めております。

##### (1) 業務の適正を確保するための体制

###### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、以下の事項を定める。

- ア. 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「倫理規範」を定める。
- イ. 法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、CRO（チーフ・リスク・オフィサー：最高リスク管理責任者。コンプライアンス統括責任者を兼ねる。）を社長とし、社長直属の機関として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置するとともに、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進する。なお、コンプライアンス・リスク管理委員会は随時開催し、開催後速やかに当該議事の内容を取締役会に報告する。
- ウ. 部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- エ. 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応を取る。

- オ. 当社及びグループ会社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の運用に関する規程を定めるとともに、通報先を社内及び社外とするコンプライアンス・ホットラインを設置する。是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置を取る。
- カ. 監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む。）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理については、管理対象文書、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
- イ. 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- ウ. 監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- グループ全体の事業活動に伴うリスク管理及び危機管理対策からなるリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させるため、以下の事項を定める。
- ア. リスク管理の全体最適を図るために、社長直属のコンプライアンス・リスク管理委員会が全社的な内部統制、業務プロセスに係る業務処理統制のそれぞれにおいて、組織に損失を与えるリスクを識別し、評価する。
  - イ. 事業活動に伴う各種のリスク（取引先の信用リスク、品質リスク等も含む。）については、それぞれの担当部門と必要なリスク管理に関する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。



- ウ. 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置を取る。
- エ. 上記イ. ウ. のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
- オ. 監査室は、リスク管理体制について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- イ. 取締役会の決議により、業務の執行を担当する上級執行役員及び執行役員を選任し、会社の業務を委任する。上級執行役員及び執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び取締役社長の指示の下に業務を執行する。
- ウ. 事業活動の総合的な調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。経営会議は、原則として月1回開催する。
- エ. 事業計画に基づき、予算期間における計数目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- オ. 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するようITシステムの整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
- カ. 監査室は、事業活動の有効性及び効率性について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

## ⑤財務報告の信頼性を確保するための体制

- ア. 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図る。
- イ. 監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

## ⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団を対象にした法令遵守体制の構築並びにグループ会社の適切な経営管理のため、以下の事項を定める。

- ア. 当社グループ全体の業務の適正の確保と効率的な遂行を図るため、関係会社管理規程を制定する。
- イ. 法令遵守体制の実効性を確保するため、主管部署を定める。主管部署は、グループ会社に対してコンプライアンスに関する規程の制定、研修及びコンプライアンス・ホットラインの周知等、必要な諸活動を推進し管理する。
- ウ. グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、グループ会社の経営管理等重要な事項については経営会議が、その他の事項については関連部門が適切な指導を行うとともに、定期的に業務執行状況・財務状況等の報告を受けるものとする。
- エ. 監査室は、グループ会社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

## ⑦監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、補助使用人を任命することにより、監査役の職務を補助する。

## ⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 監査役は、補助使用人に対し、自らの職務執行のため必要となる事項を命じることができるものとし、その命令に対し補助使用人は、担当取締役の指揮・命令を受けない。
- イ. 補助使用人の人事に関する事項（異動、評価、懲戒処分等）については、監査役会の同意を必要とする。

## ⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、監査室は内部監査の結果等を報告する。
- イ. 取締役及び使用人は、重大な法令・定款の違反及び不正行為の事実、または、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。
- ウ. 監査役への報告を理由とした不利益な処遇は行わない。

## ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、社内の重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
- イ. 当社は、監査役が職務の遂行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査役は、緊急又は臨時支出費用についても、事後において会社へ請求することができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①事業活動に伴う多様なリスクの発生を防ぎ、リスクの顕在時に生じる損失を最小限にとどめることを目的として、コンプライアンス・リスク管理委員会を定例的に開催し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。

- ②社長直轄の内部監査機関である監査室による、グループ全体における定期的な業務監査と、財務報告に係る内部統制評価を実施いたしました。監査結果は、監査役会、コンプライアンス・リスク管理委員会、取締役会に対して報告し、対応を確認するとともに、速やかに業務執行ラインにフィードバックし、グループ全体における組織機能の向上や運用上の課題解決に努めております。
- ③監査役の監査の実効性を強化する体制としては、監査役と代表取締役との会合等を実施しているほか、会計監査人及び監査室との連携体制の整備、強化を行っております。

(5) 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,075,396	2,511,009	8,022,225	△368,407	13,240,223
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△226,477		△226,477
親会社株主に帰属する当期純利益			209,533		209,533
自己株式の取得				△162	△162
自己株式の処分			△960	15,022	14,061
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△17,904	14,859	△3,045
当 期 末 残 高	3,075,396	2,511,009	8,004,320	△353,548	13,237,177

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	373,163	△662,775	△3,154	△292,765	72,439	13,019,896
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△226,477
親会社株主に帰属する当期純利益						209,533
自己株式の取得						△162
自己株式の処分						14,061
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△58,756	—	△75,544	△134,300	△5,794	△140,094
当期変動額合計	△58,756	—	△75,544	△134,300	△5,794	△143,139
当 期 末 残 高	314,407	△662,775	△78,698	△427,066	66,645	12,876,756

## (6) 連結計算書類「連結注記表」

### 連 結 注 記 表

#### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

##### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結されております。

連結子会社の数	13社
連結子会社の名称	東海オートマチックス(株) 東海テクノセンター(株) 東海ファシリティーズ(株) 東海精工（香港）有限公司 TOKAI ELECTRONICS (S) PTE. LTD. 台湾東海精工股份有限公司 TOKAI ELECTRONICS AMERICA, LTD. TOKAI ELECTRONICS PHILIPPINES, INC. PT. TOKAI ELECTRONICS INDONESIA 東精国際貿易（上海）有限公司 TOKAI ELECTRONICS (THAILAND) LTD. TOKAI ELECTRONICS INDIA PVT. LTD. TOKAI ELECTRONICS DEUTSCHLAND GmbH

##### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち東精国際貿易（上海）有限公司は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

(イ)時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(ロ)時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ②たな卸資産

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

車両運搬具 5～6年

工具、器具及び備品 2～20年

##### ②無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

- ②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
- ③役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法 為替予約取引について振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約取引  
ヘッジ対象…外貨建債権の一部
- ③ヘッジ方針 外貨建債権の一部について、為替予約を付し、為替変動リスクをヘッジしております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引について為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ①退職給付に係る会計処理の方法 当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ②消費税等の会計処理 税抜方式によっております。



## 会計方針の変更に関する注記

(国際財務報告基準第16号「リース」の適用に伴う変更)

国際財務報告基準を適用している子会社は、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による当連結会計年度の期首の利益剰余金に及ぼす影響はありません。

この結果、当連結会計年度末の有形固定資産の「リース資産(純額)」が88,197千円増加し、流動負債の「その他」が61,505千円及び固定負債の「その他」が28,014千円増加しております。当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,356,795千円

2. 取引保証金の代用として差し入れている資産  
投資有価証券 42,276千円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき、合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日 2002年3月31日

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	2,360,263株	一株	一株	2,360,263株

### 2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	186,384株	64株	7,600株	178,848株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加64株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少7,600株はストックオプションの行使による減少であります。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	113,041千円	52円	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年10月30日 取締役会	普通株式	113,435千円	52円	2019年9月30日	2019年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次の通り決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	113,433千円	利益剰余金	52円	2020年3月31日	2020年6月26日

### 4. 新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	38,200株	6,600株	7,600株	37,200株

(注) 1. 当連結会計年度増加株式数6,600株は新たにストックオプションを付与したことによるものであります。

2. 当連結会計年度減少株式数7,600株はストックオプションの行使による減少であります。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な運転資金は自己資金で賄っており、資金調達が必要な場合においては、主に売上債権の売却により資金調達しております。

デリバティブは、外貨建ての営業債権債務について為替の変動リスクを回避するため原則として先物為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	2,036,676	2,036,676	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,774,587	6,774,587	—
(3) 電子記録債権	907,528	907,528	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	910,060	910,060	—
(5) 支払手形及び買掛金	(4,288,705)	(4,288,705)	—
(6) 電子記録債務	(1,639,815)	(1,639,815)	—
(7) 未払法人税等	(35,139)	(35,139)	—
(8) デリバティブ取引	(233)	(233)	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金 (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

## 負債

- (5) 支払手形及び買掛金 (6) 電子記録債務 (7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (8) デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。また、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている受取手形及び売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該受取手形及び売掛金に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非 上 場 株 式	5,200

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 5,872円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 96円13銭    |

## 重要な後発事象に関する注記

当社は、2019年12月25日開催の取締役会において、藤田電機工業株式会社の半導体に関わる販売事業の一部の統合を行うことで決議し、2020年4月1日に実施いたしました。

### 1. 事業譲受の目的

当社と藤田電機工業株式会社が、それぞれ培ってきた経験、技術、提案力を結集して、より良いサービスをお客様へ提供できる体制を構築することを目的とします。

### 2. 相手先企業の名称

藤田電機工業株式会社

### 3. 譲受事業の内容

半導体に関わる販売事業の一部

### 4. 取得する事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	31.8億円
-----------	--------

取得原価	31.8億円
------	--------

(2020年3月31日営業終了後に実地棚卸を実施し、継承対象在庫を確定した結果、取得の対価は2020年1月30日付で公表しました見込み額37.8億円から31.8億円となりました。)

### 5. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

### 6. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりませんが、主な内訳はたな卸資産であります。

### 7. 事業譲受日

2020年4月1日

## (7) 計算書類「株主資本等変動計算書」

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金			
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	3,075,396	2,511,009	248,136	4,783,000	1,323,578	△368,407	11,572,712
当 期 変 動 額							
別途積立金の積立				100,000	△100,000		—
剰余金の配当					△226,477		△226,477
当 期 純 利 益					177,344		177,344
自己株式の取得						△162	△162
自己株式の処分						△960	14,061
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	100,000	△150,093	14,859	△35,233
当 期 末 残 高	3,075,396	2,511,009	248,136	4,883,000	1,173,485	△353,548	11,537,479

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	368,580	△662,775	△294,194	72,439	11,350,957
当 期 変 動 額					
別途積立金の積立					—
剰余金の配当					△226,477
当 期 純 利 益					177,344
自己株式の取得					△162
自己株式の処分					14,061
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△66,110	—	△66,110	△5,794	△71,904
当 期 変 動 額 合 計	△66,110	—	△66,110	△5,794	△107,138
当 期 末 残 高	302,469	△662,775	△360,305	66,645	11,243,818

## (8) 計算書類「個別注記表」

# 個 別 注 記 表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式 移動平均法による原価法

#### (2) その他有価証券

##### ①時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

##### ②時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	10～50年							
構	築	物	10～20年						
車	両	運	搬	具	6年				
工	具	、	器	具	及	び	備	品	2～20年

#### (2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額及び年金資産の実績額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。

## 6. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

為替予約取引について振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建債権の一部

### (3) ヘッジ方針

外貨建債権の一部について、為替予約を付し、為替変動リスクをヘッジしております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引について為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

## 7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。



## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		1,116,735千円
2. 取引保証金の代用として差し入れている資産		
	投資有価証券	42,276千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
	短期金銭債権	530,575千円
	短期金銭債務	226,141千円

## 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引高			
	売上高	1,841,131千円	
	仕入高	545,161千円	
	販売費及び一般管理費	48,626千円	
2. 関係会社との営業取引以外の取引高		126,834千円	

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	186,384株	64株	7,600株	178,848株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加64株は単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少7,600株はストックオプションの行使による減少であります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産		
商品		102,412千円
未払事業税		4,471千円
賞与引当金		31,557千円
未払費用		9,269千円
退職給付引当金		112,007千円
投資有価証券評価損		21,293千円
関係会社株式評価損		159,401千円
減価償却費		91,251千円
その他		22,612千円
繰延税金資産小計		554,278千円
評価性引当額		△274,383千円
繰延税金資産合計		279,894千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△106,469千円
繰延税金負債合計		△106,469千円
繰延税金資産の純額		173,424千円

## 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東海精工(香港) 有限公司	所有 直接100.0%	売買取引	商品の購入 (注1)	414,100	買掛金	204,772

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(注2) 上記金額には消費税等を含めておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 5,123円82銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 81円36銭    |

## 重要な後発事象に関する注記

当社は、2019年12月25日開催の取締役会において、藤田電機工業株式会社の半導体に関わる販売事業の一部の統合を行うことで決議し、2020年4月1日に実施いたしました。

### 1. 事業譲受の目的

当社と藤田電機工業株式会社が、それぞれ培ってきた経験、技術、提案力を結集して、より良いサービスをお客様へ提供できる体制を構築することを目的とします。

### 2. 相手先企業の名称

藤田電機工業株式会社

### 3. 譲受事業の内容

半導体に関わる販売事業の一部

### 4. 取得する事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	31.8億円
-----------	--------

---

取得原価	31.8億円
------	--------

(2020年3月31日営業終了後に実地棚卸を実施し、継承対象在庫を確定した結果、取得の対価は2020年1月30日付で公表しました見込み額37.8億円から31.8億円となりました。)

### 5. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

### 6. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりませんが、主な内訳はたな卸資産であります。

### 7. 事業譲受日

2020年4月1日